

参 考 資 料
(新 旧 対 照 表)

令和 7 年 6 月刈谷市議会定例会提出

新旧対照表

○刈谷市税条例（専決処分）

新	旧
(種別割の税率) 第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> <u>オ 略</u> (2)～(3) 略 (種別割の減免) 第80条 略 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力</u>） (6)～(8) 略 3 略	(種別割の税率) 第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ 略</u> (2)～(3) 略 (種別割の減免) 第80条 略 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略

新旧対照表

○刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

新	旧
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 略 <u>（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> 第17条の2 <u>任命権者は、刈谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 刈谷市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 略

新	旧
<u>講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置を講じたことにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の4</u> 略	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の3</u> 略

新旧対照表

○刈谷市職員の育児休業等に関する条例

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） <u>(第1号部分休業の承認)</u> 第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項並びに</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） <u>(部分休業の承認)</u> 第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる

新	旧
授乳等を行う場合に限る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>	授乳等を行う場合に限る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

新	旧
<u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第24条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>

新旧対照表

○刈谷市税条例

新	旧
(公示送達) 第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を刈谷市公告式条例（昭和25年条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第20条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則	(公示送達) 第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、刈谷市公告式条例（昭和25年条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第20条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則

新	旧
第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第10号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。 2～10 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定	第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第10号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）</u>については、この限りでない。 2～10 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定

新	旧
めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第81条 略 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま	めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))<u>を有する者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～5 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第81条 略 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま

新	旧
でに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1) 略 (2) 身体障害者等の氏名、住所及び<u>生年月日</u> (3)～(4) 略 (5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 附 則	でに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1) 略 (2) 身体障害者等の氏名、住所及び<u>年齢</u> (3)～(4) 略 (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 附 則

新	旧
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～21 略 22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 24 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 26～27 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～12 略 13 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 14 略 15 略 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> 第16条の2の2 <u>令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u>	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～21 略 22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 26～27 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～12 略 13 略 14 略

新	旧
<u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)</u> <u>を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもの</u> <u>で巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたもの</u> <u>を施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱する</u> <u>ことによって喫煙の用に供されるものに限る。)</u> 当該加熱式たばこの <u>重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するもの</u> <u>に係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)</u> <u>の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該</u> <u>加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあって</u> <u>は、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方</u> <u>法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量</u> <u>の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該</u> <u>加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場</u> <u>合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ</u> <u>の20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適</u> <u>用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外</u> <u>のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し</u> <u>等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式</u> <u>たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごと</u> <u>に合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うも</u> <u>のとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> <u>に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとし</u> <u>る。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たば</u> <u>ことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号</u> <u>ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供される</u> <u>もの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造</u>	

新	旧																																
<u>たばことみなされるものを除く。)</u> と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの																																	
別表（第33条の7 関係）																																	
<table><tr><th>法人の名称</th><th>主たる事務所の所在地</th></tr><tr><td>特定非営利活動法人アジア車いす交流センター</td><td>刈谷市中山町2丁目38番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人かえるスポーツクラブ</td><td>刈谷市一ツ木町8丁目11番地12</td></tr></table>	法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人アジア車いす交流センター	刈谷市中山町2丁目38番地	特定非営利活動法人かえるスポーツクラブ	刈谷市一ツ木町8丁目11番地12	<table><tr><th>法人の名称</th><th>主たる事務所の所在地</th></tr><tr><td>特定非営利活動法人アジア車いす交流センター</td><td>刈谷市中山町2丁目38番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人かえるスポーツクラブ</td><td>刈谷市一ツ木町8丁目11番地12</td></tr><tr><td><u>特定非営利活動法人かきつばたフレンズ</u></td><td><u>刈谷市寿町2丁目421番地</u></td></tr><tr><td>特定非営利活動法人刈谷おもちゃ病院</td><td>刈谷市野田町新上納103番地18</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人くるくる</td><td>刈谷市新栄町7丁目73番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人子育て・子育てNPOスコープ</td><td>刈谷市大正町3丁目103番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人西三河在宅介護センター</td><td>刈谷市御幸町3丁目78番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人パンドラの会</td><td>刈谷市築地町1丁目5番地4</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人LOVELEDGE</td><td>刈谷市中山町2丁目17番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人ラルあゆみ</td><td>刈谷市稲場町1丁目302番地</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人我がまの縁側</td><td>刈谷市広小路6丁目96番地1</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人ONESTEP</td><td>刈谷市広小路2丁目54番地</td></tr></table>	法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人アジア車いす交流センター	刈谷市中山町2丁目38番地	特定非営利活動法人かえるスポーツクラブ	刈谷市一ツ木町8丁目11番地12	<u>特定非営利活動法人かきつばたフレンズ</u>	<u>刈谷市寿町2丁目421番地</u>	特定非営利活動法人刈谷おもちゃ病院	刈谷市野田町新上納103番地18	特定非営利活動法人くるくる	刈谷市新栄町7丁目73番地	特定非営利活動法人子育て・子育てNPOスコープ	刈谷市大正町3丁目103番地	特定非営利活動法人西三河在宅介護センター	刈谷市御幸町3丁目78番地	特定非営利活動法人パンドラの会	刈谷市築地町1丁目5番地4	特定非営利活動法人LOVELEDGE	刈谷市中山町2丁目17番地	特定非営利活動法人ラルあゆみ	刈谷市稲場町1丁目302番地	特定非営利活動法人我がまの縁側	刈谷市広小路6丁目96番地1	特定非営利活動法人ONESTEP	刈谷市広小路2丁目54番地
法人の名称	主たる事務所の所在地																																
特定非営利活動法人アジア車いす交流センター	刈谷市中山町2丁目38番地																																
特定非営利活動法人かえるスポーツクラブ	刈谷市一ツ木町8丁目11番地12																																
法人の名称	主たる事務所の所在地																																
特定非営利活動法人アジア車いす交流センター	刈谷市中山町2丁目38番地																																
特定非営利活動法人かえるスポーツクラブ	刈谷市一ツ木町8丁目11番地12																																
<u>特定非営利活動法人かきつばたフレンズ</u>	<u>刈谷市寿町2丁目421番地</u>																																
特定非営利活動法人刈谷おもちゃ病院	刈谷市野田町新上納103番地18																																
特定非営利活動法人くるくる	刈谷市新栄町7丁目73番地																																
特定非営利活動法人子育て・子育てNPOスコープ	刈谷市大正町3丁目103番地																																
特定非営利活動法人西三河在宅介護センター	刈谷市御幸町3丁目78番地																																
特定非営利活動法人パンドラの会	刈谷市築地町1丁目5番地4																																
特定非営利活動法人LOVELEDGE	刈谷市中山町2丁目17番地																																
特定非営利活動法人ラルあゆみ	刈谷市稲場町1丁目302番地																																
特定非営利活動法人我がまの縁側	刈谷市広小路6丁目96番地1																																
特定非営利活動法人ONESTEP	刈谷市広小路2丁目54番地																																

新旧対照表

○刈谷市都市計画税条例

新	旧
附 則 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附 則 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

新旧対照表

○刈谷市国民健康保険税条例

新	旧
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

新	旧
ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2～3 略	ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2～3 略

新旧対照表

○刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例

新	旧																																														
(施設の管理) 第13条 刈谷市立あおば保育園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に<u>規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 別表第1（第3条、第5条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>刈谷市立さくら保育園</td><td>刈谷市若松町5丁目52番地</td></tr> <tr> <td>刈谷市立あおば保育園</td><td>刈谷市神明町3丁目501番地</td></tr> <tr> <td>刈谷市立かりがね保育園</td><td>刈谷市一ツ木町8丁目18番地25</td></tr> </table> 別表第2（第3条、第5条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>刈谷市立日高乳児園</td><td>刈谷市日高町1丁目404番地</td></tr> <tr> <td><u>刈谷市立富士松南乳児園</u></td><td><u>刈谷市今川町土取10番地</u></td></tr> <tr> <td>刈谷市立富士松北乳児園</td><td>刈谷市東境町大池8番地</td></tr> <tr> <td>刈谷市立慈友乳児園</td><td>刈谷市荒井町2丁目9番地1</td></tr> <tr> <td>刈谷市立双葉乳児園</td><td>刈谷市野田町西屋敷198番地1</td></tr> <tr> <td><u>刈谷市立東刈谷乳児園</u></td><td><u>刈谷市南沖野町2丁目15番地1</u></td></tr> </table>	名称	位置	刈谷市立さくら保育園	刈谷市若松町5丁目52番地	刈谷市立あおば保育園	刈谷市神明町3丁目501番地	刈谷市立かりがね保育園	刈谷市一ツ木町8丁目18番地25	名称	位置	刈谷市立日高乳児園	刈谷市日高町1丁目404番地	<u>刈谷市立富士松南乳児園</u>	<u>刈谷市今川町土取10番地</u>	刈谷市立富士松北乳児園	刈谷市東境町大池8番地	刈谷市立慈友乳児園	刈谷市荒井町2丁目9番地1	刈谷市立双葉乳児園	刈谷市野田町西屋敷198番地1	<u>刈谷市立東刈谷乳児園</u>	<u>刈谷市南沖野町2丁目15番地1</u>	(施設の管理) 第13条 刈谷市立あおば保育園<u>及び刈谷市立おがきえ保育園</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項<u>の規定により、法人その他の団体であつて刈谷市が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 別表第1（第3条、第5条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>刈谷市立さくら保育園</td><td>刈谷市若松町5丁目52番地</td></tr> <tr> <td>刈谷市立あおば保育園</td><td>刈谷市神明町3丁目501番地</td></tr> <tr> <td><u>刈谷市立富士松南保育園</u></td><td><u>刈谷市今川町土取10番地</u></td></tr> <tr> <td>刈谷市立かりがね保育園</td><td>刈谷市一ツ木町8丁目18番地25</td></tr> <tr> <td><u>刈谷市立東刈谷保育園</u></td><td><u>刈谷市南沖野町2丁目15番地1</u></td></tr> <tr> <td><u>刈谷市立おがきえ保育園</u></td><td><u>刈谷市小垣江町南堀24番地</u></td></tr> </table> 別表第2（第3条、第5条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>刈谷市立日高乳児園</td><td>刈谷市日高町1丁目404番地</td></tr> <tr> <td>刈谷市立富士松北乳児園</td><td>刈谷市東境町大池8番地</td></tr> <tr> <td>刈谷市立慈友乳児園</td><td>刈谷市荒井町2丁目9番地1</td></tr> <tr> <td>刈谷市立双葉乳児園</td><td>刈谷市野田町西屋敷198番地1</td></tr> </table>	名称	位置	刈谷市立さくら保育園	刈谷市若松町5丁目52番地	刈谷市立あおば保育園	刈谷市神明町3丁目501番地	<u>刈谷市立富士松南保育園</u>	<u>刈谷市今川町土取10番地</u>	刈谷市立かりがね保育園	刈谷市一ツ木町8丁目18番地25	<u>刈谷市立東刈谷保育園</u>	<u>刈谷市南沖野町2丁目15番地1</u>	<u>刈谷市立おがきえ保育園</u>	<u>刈谷市小垣江町南堀24番地</u>	名称	位置	刈谷市立日高乳児園	刈谷市日高町1丁目404番地	刈谷市立富士松北乳児園	刈谷市東境町大池8番地	刈谷市立慈友乳児園	刈谷市荒井町2丁目9番地1	刈谷市立双葉乳児園	刈谷市野田町西屋敷198番地1
名称	位置																																														
刈谷市立さくら保育園	刈谷市若松町5丁目52番地																																														
刈谷市立あおば保育園	刈谷市神明町3丁目501番地																																														
刈谷市立かりがね保育園	刈谷市一ツ木町8丁目18番地25																																														
名称	位置																																														
刈谷市立日高乳児園	刈谷市日高町1丁目404番地																																														
<u>刈谷市立富士松南乳児園</u>	<u>刈谷市今川町土取10番地</u>																																														
刈谷市立富士松北乳児園	刈谷市東境町大池8番地																																														
刈谷市立慈友乳児園	刈谷市荒井町2丁目9番地1																																														
刈谷市立双葉乳児園	刈谷市野田町西屋敷198番地1																																														
<u>刈谷市立東刈谷乳児園</u>	<u>刈谷市南沖野町2丁目15番地1</u>																																														
名称	位置																																														
刈谷市立さくら保育園	刈谷市若松町5丁目52番地																																														
刈谷市立あおば保育園	刈谷市神明町3丁目501番地																																														
<u>刈谷市立富士松南保育園</u>	<u>刈谷市今川町土取10番地</u>																																														
刈谷市立かりがね保育園	刈谷市一ツ木町8丁目18番地25																																														
<u>刈谷市立東刈谷保育園</u>	<u>刈谷市南沖野町2丁目15番地1</u>																																														
<u>刈谷市立おがきえ保育園</u>	<u>刈谷市小垣江町南堀24番地</u>																																														
名称	位置																																														
刈谷市立日高乳児園	刈谷市日高町1丁目404番地																																														
刈谷市立富士松北乳児園	刈谷市東境町大池8番地																																														
刈谷市立慈友乳児園	刈谷市荒井町2丁目9番地1																																														
刈谷市立双葉乳児園	刈谷市野田町西屋敷198番地1																																														